

福岡都市圏からの移住の可能性を実証実験

武家住宅の十時邸で定住化促進に向け体験居住者の受け入れ

市では人口減対策として、市外に住んでいる人を市内に住んでもらうための、定住化促進事業に取り組んでいます。その取り組みの一つとして、県と筑後地域12の市町で構成する、筑後田園都市推進評議会が行った「ちくご定住促進プロジェクト」に参加し、新外町に現存する武家住宅の十時邸を借り上げ、福岡都市圏に住み筑後地域での暮らしに興味がある、2組の世帯の体験居住を受け入れました。

9月5日から25日までは、福岡市西区在住の八田智弘さんと真理子さんのご夫妻が体験居住しました。以前から歴史のある建物に住んでみたかったという八田さんご夫婦。豊かな水と緑がもたらす、都会では感じられない風の柔らかさや季節の移ろい、人の温かさや路地歩き楽しさなど、日帰り観光では発見できない柳川の魅力を発見でき大変満足されたようです。また、医療機関や金融機関、日用品店や食料品店もそろい、日常生活に不便や不自由は感じなかったそうです。

その一方で、福岡市の中心部から少し外れた場所に勤務している智弘さんから、市から公共機関を乗り継いで通勤するのは、時間と金銭面で厳しいとの意見もありました。福岡都市圏に住んでいる人に市内へ移住してもらうためには、公共交通機関の利便性の向上に課題があることが、改めて浮き彫りになりました。



【写真上】十時邸に体験居住した八田さんご夫婦。
【写真左】9月10日には、地元の関係者、八田さんご夫婦とその友人で、ドンコ舟で水上観月会も楽しんだ。

消防本部が新災害情報発信システムを導入

10月15日から fire@ansin-anzen.jp で登録を開始します

市消防本部では平成18年度から、災害情報配信システムを採用し、登録者の携帯電話やパソコンなどの情報端末に、火災情報や災害情報、行方不明者情報などを電子メールで配信しています。しかし登録者の受信環境によっては、発信した電子メールが迷惑メールと認識され、登録者に届かないことが頻繁に発生していました。このため市消防本部で対応を検討し、迷惑メール対策を含めより正確に高速で配信できる、新しい災害情報配信システムを導入することにしました。

新しいシステムから情報提供を受けるためには、すでに登録している人であっても、再度、登録し直す必要があります。携帯電話やパソコンから電子メールアドレス fire@ansin-anzen.jp に空メールを送信すると、市消防本部から折り返し仮登録メールが送られてきます。本登録は案内に従い、必要な項目にチェックをつけるだけで簡単にできます。

新システムへの移行は11月1日の予定です。新シ

ステムへの登録は10月15日からできるようになります。登録は無料ですが、登録のための通信料金は必要になります。また、登録するときは迷惑メールのドメイン解除をしてください。詳しい登録の方法やドメイン解除の方法は、市消防本部のホームページ (http://www.yanagawa119.jp/) をご覧ください。

問い合わせは、市消防本部通信指令室 (☎74・0119) まで。



QRコード。携帯電話で読み取ってください。

市商店街空き店舗対策事業が変わりました

対象エリアを拡大や対象物件の要件を緩和など内容を充実

市では商店街ににぎわいを取り戻すために「柳川市商店街空き店舗対策事業補助金」という制度を設けています。これは、市内の商店街(柳川商店街振興組合、沖端商店会、中島商店会、西鉄通り商店会など)にある空き店舗を借りて、新しく出店した場合、市から2年間の家賃補助が受けられる制度です。

補助額は、開業1年目が家賃の2分の1、2年目が4分の1で、上限は月額5万円です。この制度をより多くの皆さんに活用してもらうため、内容を次のように改めました。

■空き店舗期間の要件を3か月から1か月に短縮

補助の対象になる空き店舗は、実際に店舗として利用されていた物件で、廃業や移転などで営業を中止してから、おおむね「3か月以上」経過している物件としていました。これを「1か月以上」に変更しました。

■柳川商店街付近の補助対象区域を拡大

柳川商店街振興組合の補助対象は、これまで京町通りを中心とした目抜き通りだけでしたが、これを加入店舗が出店している地域の一部と、



▲新たに補助対象になる恵美須町通り

それ以外の店舗が集まっている地域に拡大しました。

なお、平成22年に解散した立花通り商店会の区域も、西鉄通り商店会と柳川商店街まで連続していることから、これまでと同じように補助の対象地域に指定しています。

■2階にある店舗も補助の対象に

これまで補助の対象になるのは、通路を除く店舗の一部または全部が1階にある店舗に限っていました。これを建物の2階以上の場所にある店舗でも、要件を満たせば補助の対象とすることにしました。

■営業日の月20日以上を要件化

空き店舗対策補助金を受けた事業者の中には、補助期間の途中で営業を止めるケースが発生していました。これらの店舗の営業状況を調査すると、そのほとんどが、きちんと営業日を定めていなかったことが分かりました。

補助金を受け取って開店日が少ないのでは、制度の趣旨である商店街のにぎわいを取り戻すことにはなりません。営業努力を促す意味からも、営業日を月20日以上にする条件を新たに加えました。

なお補助金の申請は、開業後2か月以内としています。空き店舗を利用して新しく店舗を構えようと考えている人は、忘れずに申請してください。

問い合わせは、市商工振興課商工係 (☎77・8763) まで。

